

日本造林協会定款

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、日本造林協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、東京都に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、造林及び造林技術に関する方策を考究するとともに、造林に対する認識を普及徹底させ、造林事業を推進することにより森林の整備を図り、もって森林資源の充実及び山村地域の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 造林及び造林技術に関する基本方策の考究
- 二 造林及び造林技術に関する企画、調査、研究並びに情報の収集及び交換
- 三 造林及び造林技術に関する啓蒙、普及及び宣伝
- 四 森林を愛護し、維持造成する団体その他功労者の表彰
- 五 諸官庁その他必要な方面に対する建議、請願及び陳情
- 六 図書その他印刷物の発行
- 七 前各号のほか、協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 協会の会員は、都道府県を単位とする造林推進関係団体及び協会の目的に賛同する者とする。

(会 費)

第6条 会員は、協会に会費を納入するものとする。

ただし、納入額、納入時期、納入方法等については、毎年総会で定める。

2 前項の会費のほか、特に必要と認められるときは、総会の議決により会員の全部又は一部に対して特別会費を賦課することができる。

(加 入)

第7条 協会の会員となる資格を有する者が、協会に加入しようとする場合は、加入申込書を協会に提出しなければならない。

(退 会)

第8条 協会を退会する場合は、その事由を添えて3ヵ月前に協会に届け出るとともに、所定の義務を完了しなければならない。

(会費請求の禁止)

第9条 会員は、退会した場合であっても、既納付額の全部又は一部の返還を請求することはできない。

第4章 役員、顧問及び職員

(役 員)

第10条 協会に、次に掲げる役員を置く。

一 理事 15名以内（ただし、会長1名、副会長若干名、専務理事及び常務理事各1名を含むものとする。）

二 監事 2名

2 理事及び監事は、総会において会員及び学識経験者の中から選任する。

ただし、理事のうち12名は附則による地区代表理事とし、当該地区会員の互選により推せんされた者とする。

(会長、副会長、専務理事及び常務理事の選任)

第11条 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。

(役員の仕事)

第12条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、協会の円滑な運営に寄与するものとし、会長

に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは臨時に会長の職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、協会の事務を管理して会務を処理し、会長及び副会長に事故のあるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、臨時に会長及び副会長の職務を行う。

4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、協会の事務を管理して会務を処理し、会長、副会長及び専務理事に事故あるとき、又は会長、副会長及び専務理事が欠けたときは、臨時に会長、副会長及び専務理事の職務を行う。

5 監事は、財産又は業務執行の状況を監査し、必要があると認めるときは理事に対して意見を申し出るものとする。

(役員 の 任 期)

第 1 3 条 役員 の 任 期 は、 2 年 と す る。

ただし、補欠の役員 の 任 期 は、 前 任 者 の 残 任 期 間 と す る。

2 役員 は、 再 任 さ れ る こ と が で き る。

3 役員 の 任 期 が 満 了 し た と き は、 当 該 役 員 は、 後 任 者 が 選 任 さ れ る ま で 引 続 き そ の 職 務 を 行 う も の と す る。

(顧 問)

第 1 4 条 協 会 に 若 干 名 の 顧 問 を 置 く こ と が で き る。

2 顧 問 は、 会 長 が 総 会 の 承 認 を 経 て 委 嘱 す る。

(事 務 局)

第 1 5 条 協 会 の 事 務 を 処 理 す る た め、 事 務 局 を 置 く。

2 事 務 局 は、 事 務 局 長 1 名 及 び 事 務 職 員 若 干 名 を も っ て 構 成 す る。

第 5 章 総 会

(招 集)

第 1 6 条 会 長 は、 毎 年 1 回、 通 常 総 会 を 招 集 す る。

2 会 長 は、 次 に 掲 げ る 一 に 該 当 す る と き は、 臨 時 総 会 を 招 集 す る。

一 会 長 が 必 要 と 認 め た と き。

二 会 員 の 3 分 の 1 以 上 か ら 会 議 の 目 的 及 び 事 由 を 記 載 し た 書 面 を も っ て 総

会の招集請求があったとき。

三 監事が、財産の状況又は業務執行について、総会に報告する必要を認めたとき。

3 会長は、総会の議長となる。

(総会の招集通知)

第17条 会長は、総会を招集するときは、少なくとも10日前に会議の目的、日時及び場所を示し、書面をもって会員に通知しなければならない。

ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(総会の議決事項)

第18条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 事業報告及び収支決算
- 二 事業計画及び収支予算
- 三 会費の賦課及び徴収の方法等
- 四 理事及び監事の選任及び解任
- 五 定款の変更
- 六 解 散
- 七 その他理事会において必要と認める事項

(総会の定足数)

第19条 総会は、過半数の会員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

(議 決 権)

第20条 会員の議決権は、各1箇とする。

(代 理 人)

第21条 会員は、代理人をもって議決を行うことができる。この場合、これを出席と見なす。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

ただし、解散の議事は、出席者の3分の2以上で決する。

(理 事 会)

第 2 3 条 理事会は、理事をもって組織し、会長が必要と認めたとき又は理事の過半数の請求があったとき、会長が招集する。

第 6 章 会 計

(会 計 年 度)

第 2 4 条 協会の会計年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 3 0 日に終わる。

(経 費)

第 2 5 条 協会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

附 則

(施 行 期 日)

第 1 条 この定款は、昭和 5 1 年 1 2 月 2 2 日から施行する。

(会 計 年 度 の 特 例)

第 2 条 第 2 4 条の会計年度は、昭和 5 1 年度に限り、昭和 5 1 年 1 2 月 2 2 日に始まり、翌年 6 月 3 0 日に終わる。

(地 区 代 表 理 事)

第 3 条 第 1 0 条の地区代表理事の定数は、別表のとおりとする。

別表、地区代表理事定数表

地 区 名	府 県 数	都 道 府 県 名	理 事 数
北海道・東北	7	北海道 青森、岩手、宮城、福島、秋田、山形	2
関 東	7	東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬	2
中 部	9	山梨、長野、新潟、富山、石川、福井、愛知、岐阜、静岡	2
近 畿	7	三重、和歌山、奈良、大阪、兵庫、京都、滋賀	2
中国・四国	9	岡山、広島、山口、島根、鳥取、香川、徳島、高知、愛媛	2
九 州	8	福岡、大分、佐賀、長崎、宮崎、熊本、鹿児島、沖縄	2
6 地 区	4 7		1 2

附 則

この定款の変更は、昭和 6 2 年 7 月 2 8 日から施行する。